

災害拠点病院指定要件についてのQ & A

(第1版)

○運営体制について

(問1) 災害拠点病院から「職員の急な退職によりDMAT保有の要件を満たすことができない。」との相談を受けました。指定の解除について、猶予期間などがありますか。

(答) 厚生労働省としては、原則として速やかに要件を回復し、当該災害拠点病院が災害時に必要な機能を適切に発揮し得る状態となることが必要と考えます。

なお、指定の解除を具体的にいつまでに行わなければならないのか等については、特段定めていませんが、災害拠点病院の指定要件を満たさない状態が漫然と継続することを許容する趣旨ではありません。従いまして、職員の急な退職で指定要件の一部を満たさなくなる場合については、要件を回復するまでに要する時間や回復するまでのプロセスなどに鑑みて、各都道府県において適切に判断してください。

(問2) 災害拠点病院から「コロナ禍のため、整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練が実施できない。」との相談を受けました。災害拠点病院としての指定を解除しなければならないのでしょうか。

(答) 災害拠点病院が行う研修及び訓練は、新型コロナウイルス感染症への対応を行っている中で、一律にその実施を求めるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症が収束した際には速やかに実施していただきたいと考えています。このため、当該地域において、新型コロナウイルス感染症対応等の観点から当該災害拠点病院が果たしている役割や新型コロナウイルス感染患者の発生状況等を勘案しながら、各都道府県において適切に判断してください。

(問3) 災害拠点病院から「コロナ禍のため、地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練が実施できない。」との相談を受けました。災害拠点病院としての指定を解除しなければならないのでしょうか。

(答) 問2と同様の考え方となります。

○施設及び設備について

(問1) 指定要件に「診療機能を有する施設は耐震構造を有すること」と規定されていますが、免震構造の施設を災害拠点病院として指定することの可否についてご教示ください。

(答) 一般的に「耐震構造」には、「(狭義の)耐震構造」、「制震構造」、「免震構造」の3種類がありますが、指定要件として求めている「耐震構造」とは、上記の3種類のいずれかまたは組み合わせるなど、広義の耐震構造を指しています。

このため、「制震構造」や「免震構造」を持つ病院も、また、これらを組み合わせて建築された病院も、災害拠点病院として指定して差し支えありません。

(問2) 指定要件に「通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等」と規定されていますが、ここでいう通常時には、「年平均」、「最大使用時」などの定義がありますか。

(答) 「通常時」の定義について具体的に定めていません。災害発生時に、災害拠点病院として求められる機能を発揮できるかどうかといった観点で、各都道府県において適切に判断してください。

(問3) 災害拠点病院から「指定要件上の「自家発電機等」や「非常時に切り替え可能な他の電力系統等」として、コージェネレーションシステムやマイクログリッドは該当するか。」との照会を受けました。取扱の可否についてご教示ください。

(答) 指定要件においては、「通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切り替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。」と規定しているのみであり、電力確保の具体的な技術まで定めていません。電力系統の具体については、災害時にも独立して機能し、災害拠点病院の機能を維持できるかどうかという観点から、各都道府県において適切に判断してください。

(問4) 災害拠点病院から「3日分程度の備蓄燃料の確保について、購入した燃料のすべてを平時は燃料会社で保管してもらい、災害時に24時間以内に供給してもらう契約を燃料会社と交わすことを予定している。」との相談を受けました。取扱の可否についてご教示ください。

(答) 電気の確保については、災害時に電力供給・燃料補給が途絶しても自家発電機等により3日程度病院機能を維持できるよう、自施設における燃料の備蓄を要件としているところです。設問のケースでは、災害の状況・程度によっては、保管している燃料会社と当該災害拠点病院の間の道路が通行不可能となる、燃料会社のスタッフが出社できないため輸送ができないなど、24時間以内に当該備蓄燃料が供給できないケースも想定されます。また、24時間以内に供給されるとしても、それまでの間、災害拠点病院としての機能を維持できるのかといった疑問も生じます。このため、「燃料会社で保管」を行う場合は、一般的には自施設で備蓄しているとは言いがたいと考えます。

(問5) 「都市ガスを燃料とする非常用自家発電装置」及び「重油を燃料とする非常用自家発電装置」を有する災害拠点病院から「災害時は、主として都市ガスを燃料とする非常用自家発電装置を使用する場合にあっては、重油の備蓄量は、3日分程度に満たなくても問題ないか。」との照会を受けました。取扱の可否についてご教示ください。

(答) 非常用自家発電装置の燃料として都市ガスを使用する場合には、万が一、都市ガスが使用できない場合に備えるため、非常時に切替え可能な他の電力系統等の保有を要件として規定しています。

従って、災害発生直後から都市ガスが使用できない場合に備え、他の電力系統等の燃料(設問の例で言えば重油)についても3日分程度、自施設内に備蓄しておく必要があると考えます。

(問6) 指定要件に「3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと」と規定されていますが、各都道府県において、石油連盟と災害時における燃料供給に関する覚書を締結している場合、当該覚書に基づく優先供給スキームのみをもって、指定要件上の「3日分程度の備蓄燃料」の代替手段として取り扱うことは可能ですか。

(答) 電気の確保については、災害時に電力供給・燃料補給が途絶しても自家発電機等により3日程度病院機能を維持できるよう、自施設における燃料の備蓄を要件としているところであり、当該覚書の締結のみをもって、「3日分程度の備蓄燃料」の代替手段とすることはできません。

ただし、燃料備蓄と当該覚書を併用することについては、合理的である場合も考えられます。当該覚書に「災害拠点病院」または「医療機関名」が明記され、すべての災害

時に優先的に燃料が供給される内容となっているか、対象の災害拠点病院と大規模なガソリンスタンド等との位置関係が隣接または極めて近接しているか、災害の状況・程度によっては、道路の寸断や通行止め等が発生し得るかどうかといった点等を考慮の上、各都道府県において指定要件を満たすものと判断していただいて差し支えありません。

（問7） 指定要件に「3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと」と規定されていますが、災害拠点病院から「電力での充電方式による蓄電池をもって備蓄燃料の代替手段とすることは可能か。」との照会を受けました。取扱の可否についてご教示ください。

（答）電気の確保については、災害時に電力供給・燃料補給が途絶しても自家発電機等により3日程度病院機能を維持できるよう、自施設における燃料の備蓄を要件としているところですが、備蓄燃料の有効な代替手段がある場合には指定要件を満たすものと取り扱って差し支えありません。電力での充電方式による蓄電池の有効性について、各都道府県において適切に判断してください。

なお、蓄電池自体が被災しないよう設置場所等に十分配慮してください。

（問8） 指定要件に「災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること」と規定されていますが、災害拠点病院から「トイレの使用制限等による節水を行うことにより、3日分の水を確保できるような場合でも問題ないか。」との照会を受けました。取扱の可否についてご教示ください。

（答）指定要件では、災害時において、災害拠点病院には、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の多数の患者が来院することを想定しています。以上を踏まえて、各都道府県において適切に判断してください。

（問9） 受水槽には、病院の屋上に設置される「高架水槽」は含まれますか。

（答）給水方式に若干の違いがあるものの、高架水槽についても受水槽の一種として取り扱って差し支えありません。

しかしながら、過去の災害においては、地震で高架水槽自体が破壊され水漏れした例が報告されていますので、こういった点にご留意ください。

(問10) 指定要件に「多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備」と規定されていますが、このような設備は、第二次救急医療機関ではなく、第三次救急医療機関に求められる設備ではないでしょうか。

(答) 災害拠点病院は災害発生時の医療提供の中心的役割を担う施設であり、また、指定要件に記載する設備については、災害発生時に求められる医療の提供といった観点から規定したものであるため、厚生労働省としては、原則として、これらの設備については、第二次救急医療機関、第三次救急医療機関の如何に関わらず備える必要があると考えます。ただし、一部備えていないものの、診療を行うための代替措置が講じられており、かつ、災害発生時の医療の提供に支障がないと各都道府県が認める場合については、例外的に許容する余地があると考えます。

このため、各都道府県において、この例外的な取扱いを行うべきと考える理由や代替措置の妥当性などについて、適切に判断してください。

(問11) 指定要件に「(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)」と規定されていますが、「医薬品等」には何が含まれますか。

(答) 医薬品の他には、食料、飲料水、燃料、医療用ガス等が含まれます。

(問12) 災害拠点病院からヘリコプターの離着陸場について「航空法第79条ただし書の規定による許可事務のうち、飛行場外離着陸場の許可基準の「回転翼航空機の離着陸の用に供する場合」における「一般」または「災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場」のいずれを満たす必要があるか。」との照会を受けました。取扱の可否についてご教示ください。

(答) 指定要件において、ヘリコプターの離着陸場に関しては、「少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと」と規定していますが、その区分については、特段定めていません。

なお、その基準の選定にあたっては、当該病院の平時のヘリコプターの利用状況等に鑑み、航空局等へ相談のうえ決定することになりますので、各都道府県においては、「一般」又は「災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場」に該当しているヘリコプターの離着陸場であることを書類等で確認してください。

○その他について

（問１）基幹災害拠点病院から地域災害拠点病院へ指定を変更する場合、新たに指定する場合の手続きと同様に各都道府県医療審議会等の承認を得る必要がありますか。

（答）地域災害拠点病院の要件を満たしているか確認したうえで、新たに指定することになりますので、基本的には、各都道府県医療審議会に諮る必要があると考えます。ただし、当該変更が地域の災害医療提供体制に与える影響等に鑑みて、各都道府県において各都道府県医療審議会に諮る必要がないと判断される場合には、この限りではありません。（例：指定変更を行う医療機関が所在する二次医療圏内には、基幹災害拠点病院がすでに複数整備されており、指定変更を行っても基本的な災害医療提供体制の枠組みが変更されない場合 等）

（問２）指定要件の一部の項目について経過措置が設けられていますが、この経過措置は、これから新たに指定をうける災害拠点病院についても適用されますか。

（答）適用されません。

以上